第S－40号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw=30dB）	BN－008－N6×16	〃
第S－41号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw=31dB）	BN－008－N7×16	〃
第S－42号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw=31dB）	BN－008－N6.5×18.4	〃
第S－43号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw=31dB）	BN－008－N7.5×18.4	〃
第S－44号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw=31dB）	BN－008－N6×17	〃
第S－45号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw=30dB）	BN－008－N6.5×17	〃
第S－46号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw=30dB）	BN－008－N7×17	〃

○国土交通省告示第九百三十五号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月三十一日付けをもって次の製造事業場の認定が、その効力を失ったので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月十七日　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	失効の理由
三菱重工業株式会社横浜製作所　金沢工場	神奈川県横浜市金沢区幸浦一丁目8番地1	内燃機関	製造事業場の認定に係る事業を廃止した。

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　岡田　憲治

記録部長事務代理憲政記念館長事務代理を免ずる（八月十三日）

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房秘書課付）検事兼法務省大臣官房秘書課付　羽柴　愛砂

法務省刑事局付に充てる

法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）の併任を解除する

（東京高等裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　佐伯　恒治

検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する

法務省大臣官房司法法制部司法法制課長に充てる

（東京地方検察庁検事）検事　武藤　雅光

（同）同　加藤　和輝

法務事務官（法務省刑事局付）に併任する（各通）

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部一等書記官）外務事務官　谷中　文彦

検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる

法務事務官（法務省人権擁護局付）に併任する

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　弘田　英規

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する

（在中華人民共和国日本国大使館一等書記官）外務事務官　國井　大祐

検事二級（東京地方検察庁検事）に転任させる（以上八月十二日）

外務省

（経済協力開発機構日本政府代表部在勤）特命全権大使　兒玉　和夫

欧州連合日本政府代表部在勤を命ずる（七月二十六日）

（ホンジュラス国駐箚）特命全権大使　岡田　憲治

ベネズエラ国駐箚を命ずる（七月二十九日）

（大臣官房審議官兼アジア大洋州局南部アジア部）外務事務官　垂　秀夫

大臣官房に配置換する

（大臣官房人事課長）同　四方　敬之

大臣官房参事官に配置換する

アジア大洋州局に併任する

アジア大洋州局南部アジア部に併任する

（欧州連合日本政府代表部参事官（公使））同　小泉　勉

大臣官房参事官に転任させる

（アジア大洋州局中国・モンゴル第一課長）同　有馬　裕

大臣官房人事課長に配置換する

（外務省研修所副所長兼総合外交政策局国連政策課）同　三浦　潤

総合外交政策局国連政策課長に配置換する

経済局に併任する

（総合外交政策局国連政策課長）同　遠藤　和也

アジア大洋州局中国・モンゴル第一課長に配置換する

（国際エネルギー機関事務局グローバルエネルギー政策オフィス・アジア太平洋ラテンアメリカ課長）同　高橋美佐子

経済局経済安全保証課長に配置換する

（東北大学大学院法学研究科教授）　平木場弘人

外務省研修所副所長に採用する

（大臣官房参事官兼経済局）外務事務官　道井緑一郎

在ボストン日本国総領事館総領事に転任させる

（経済局経済安全保障課企画官兼漁業室長）同　平山　達夫

在パース日本国総領事館総領事に転任させる

（経済局経済安全保障課長）同　松林健一郎

在イラク日本国大使館参事官に転任させる（以上八月一日）

（大臣官房広報文化外交戦略課長）外務事務官　新居　雄介

総合外交政策局安全保障政策課長に配置換する

（総合外交政策局安全保障政策課長）同　北川　克郎

在大韓民国日本国大使館参事官に転任させる

大韓民国駐箚特命全権大使を補佐し大韓民国に在勤する期間公使の名称を与える（以上八月四日）

叙位・叙勲

○叙位

（熊本大学名誉教授）

正四位に叙する　鈴木　康平

従四位に叙する　讃岐　照夫

正五位に叙する　佐藤　茂